2020 年 11 月 19 日

三菱 UFJ 証券グループ健康保険組合

加入者の皆様が保険証を使用できるのは、退職日までです。

退職された方の健康保険証の回収にご協力をお願いします

加入者様の退職や、扶養解除の際には、5 日以内の届け出と併せて、健康保険証の回収をお願いしております。

当健康保険組合では、加入者様の退職及び扶養解除後において、無資格でありながら健康保険証を医療機関等で使用された場合、被保険者様に対して、健康保険で支払った医療費を、不当利得として返還請求しております。

この無資格受診の発生を防止する上でも、健康保険証の返却を加入者様に周知していただくとともに、**健康保険法施行規則第５１条により、事業主様には健康保険証の回収と返納について義務が課されておりますこと**から、速やかに健康保険証を回収していただきますようご協力をお願い致します。

資格の切れた保険証の速やかな返却をお願いします

保険証は退職後、速やかにお返しください！
・保険証が手元にあっても、退職日の翌日以降は使用しないでください。 ・月の途中での退職の場合でも、使用できるのは退職日までです。 ・退職後は速やかに事業所へ返却をお願いします。 ・扶養のご家族さまの保険証も同時に返却してください。
このような誤解はございませんか？
・新しい保険証が届くまでは使えるだろう ・月の途中の退職だから、月末までは使えるだろう ・会社から何も言われてないから使えるだろう ・保険証を病院に見せたが使えたから大丈夫だろう
扶養から外れる際も同様です！
・扶養のご家族様が、就職・結婚・離婚などで扶養から外れる際は、保険証は扶養解除日の前日までしか使えません ・扶養を外れる方の保険証は速やかに事業所へ返却をお願いします。

＜資格の切れた保険証を使用すると・・・＞

資格喪失日又は扶養解除日以降に保険証を使用すると、当健康保険組合が負担した医療費を返還していただくことになります。